ときに、納税者だけでなく、税理士にも調査の日時場所を通知することが義務付けられるという制度です。

それから35条3項があります。これは課y

西税庁が租税債務に対し一お暖ま嵯 s6(ぢ6生委歎て窺喋髦9課ü租秈昉胼ナ鐺す査悗機猟瓜艨寘添閒

行政手続法

そこで考え出されたのが、行政手続法です。同法により、１９９３年に行政手続についての一般的なルールが定められました。その後、数次の改正が行われ、２０１４年の改正では、36条の２（行政指導の中止等の求め）が追加されることにより、行政指導の中止を求めるということができるという明確な規定が置かれたのです。

行政指導は、行政処分と違い強制力がありません。形式的にいえば、お願いです。しかし、実際には、行政庁側が相手側に「ハイ」と言うまでお願いをし続けるのです。結局は行政処分を経ないで行政目的が達成される形になっています。

ところが、これは手続の保障という観点から見ると、非常に不透明なものなのです。行政指導というお願いに対して任意に従った形を取ると、裁判を起こしても、「だって最後に従ったのはそちらでしょ」となります。これでは駄目だということで、２０１４年の改正では、行政指導に相手が従わないと言った場合に、「いつまでも行政指導を続けてはいけません。行政指導には限界があるのです」と法律の中に定めたのです。

国税通則法とdue process of law

ただ、この行政手続法は、あくまで一般的なルールです。個別法特別法において別の手続が定められているときには、そちらが優先します。

税務行政に関しては、国税通則法という別の手続的ルールが存在するがゆえに、一般的な行政手続法の適用が排除されるという考え方が採られています。国税通則法は、行政手続法よりもはるか前からあり、元々は、いわば課税側の業務マニュアルとして作られたものです。そのためです。